

協会の清掃資機材の貸出について

このたび、当協会では会員企業が協会研修室で従業員の清掃技能研修等を実施する時、下記1の条件を全て満たす場合に協会の清掃資機材を貸し出すことといたします。

1 貸出する条件

- (1) 会員企業が協会研修室で清掃資機材を使用する場合
- (2) 使用時間中、協会の指定者が指導・立ち合いを行う場合
- (3) 使用する会員企業が協会指定の料金を支払う場合

2 貸出する資機材

下記のいずれかの資機材をセット単位で貸し出します。

- (1) 清掃技能検定の各級(1級・2級・3級・基礎級)に必要な資機材
- (2) 障害者技能競技大会に必要な資機材
- (3) ポリッシャー練習に必要な資機材(ポリッシャー3台 1セット)

また、資機材を使用する場合に必要となる消耗品(タオル、クロス、洗剤、ワックス、おがくず等)、枠及び工具も一緒に貸し出します。なお、消耗品の使用数量は協会立会員が判断します。

3 協会の立会い

資機材を管理する下記の委員会委員1名以上が貸出時間中立ち会い、注意事項、使用方法及び片付け方法等を指導します。

- (1) 清掃技能検定の各級(1級・2級・3級・基礎級)に必要な資機材の場合

研修委員会委員

- (2) 障害者技能競技大会に必要な資機材の場合 障害者就労支援委員会委員
- (3) ポリッシャー練習に必要な資機材の場合 研修委員会委員

4 料金

(1) 資機材の貸出料金

清掃技能検定の各級に必要な資機材、障害者技能競技大会に必要な資機材又はポリッシャー練習に必要な資機材各1セットにつき、料金は1回5,000円(消費税相当額は別途徴収)とします。

(2) 立会者の料金

- ① 1日使用の場合 講師料 15,500円 交通費 1,500円
- ② 半日使用の場合 講師料 9,500円 交通費 1,500円

5 その他

清掃資機材の使用申請は、原則として研修室の使用申請時に行ってください。

なお、ご不明な点は、協会事務局(045-641-2802)にお問い合わせください。

(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会の清掃資機材貸出要領

本要領は (一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会 (以下「当協会」という。) の清掃資機材(以下「資機材」という。)を会員企業、(公社)全国ビルメンテナンス協会及び(一財)建築物管理訓練センター (以下「会員等」という。) に貸出す場合の手続き等を定める。

(貸出)

第1条 資機材の貸し出しは、会員等が当協会研修室で使用する場合で、第3条の当協会員の立ち合いの下で使用する場合に限る。

(貸し出しする資機材等)

第2条 資機材の貸し出しは次のとおりとし、枠、工具及び消耗品を含むセット単位で行うものとする。

- (1) 清掃技能検定の各級(1級・2級・3級・基礎級)に必要な資機材
 - (2) 障害者技能競技大会に必要な資機材
 - (3) ポリッシャー練習に必要な資機材(ポリッシャー3台、1セット)
- 2 消耗品(タオル、クロス、洗剤、ワックス、おがくず等)は訓練に必要な最小限の数量とし、その数量の判断は協会の立合員が行う。

(協会員の立ち合い)

第3条 資機材の貸し出しに際しては、資機材を管理する当協会の委員会委員1名以上が貸出時間中次のとおり立ち会い、資機材の使用に際しての注意事項、使用方法、片付け方法等を指導する。

- (1) 清掃技能検定の各級(1級・2級・3級・基礎級)に必要な資機材の場合
研修委員会委員
 - (2) 障害者技能競技大会に必要な資機材の場合 障害者就労支援委員会委員
 - (3) ポリッシャー練習に必要な資機材の場合 研修委員会委員
- 2 前項の委員の立ち合いは有料とし、委員1人につき次の講師料及び交通費を当協会に納付するものとする。
- (1) 1日使用の場合 講師料 15,500円 交通費 1,500円
 - (2) 半日使用の場合 講師料 9,500円 交通費 1,500円
- 3 (公社)全国ビルメンテナンス協会又は(一財)建築物管理訓練センター(以下「全国協会等」という。)が技能講習会等で使用する場合で、当協会研修委員会の委員が全国協会等から委嘱された講師として参加する場合は、当該講師の参加を以て第1項の立ち合い者とみなす。
- 4 前項の立ち合いに対する講師料及び交通費は全国協会等の規定に基づき当

該講師に直接支払うものとする。

(資機材使用の申請)

第4条 使用申請は、資機材使用許可申請書(別紙様式)により原則として研修室使用申請時に行うものとする。

- 2 事務局より申請者へ、資機材の使用許可通知をFAX送信したときに、資機材使用を許可したものとする。
- 3 使用者は、使用の当日、使用許可通知を携帯し、当協会職員の求めに応じて提示するものとする。
- 4 研修室使用申請が取り消された場合、資機材使用申請も取り消されたものとする。

(貸し出し料金)

第5条 清掃技能検定の各級に必要な資機材、障害者技能競技大会に必要な資機材又はポリッシャー練習に必要な資機材1セットにつき、料金は1回5,000円(消費税相当額は別途徴収)とする。

(料金の支払い)

第6条 資機材の貸し出し料金及び協会員の立ち合い料金は、原則として、使用日の7日前までに当協会が指定した口座に振り込むものとする。この場合、振込手数料は使用者負担とする。なお、やむを得ない事情により予め口座振込みが出来なかった場合は、その旨を事務局に連絡の上、使用の当日、資機材の使用前に現金払いを行なうものとする。

(免責及び損害賠償)

第7条

- (1) 資機材使用に伴う人身事故に関してはその原因の如何を問わず、当協会は一切の責任を負わない。
- (2) 資機材を当協会の立合員の説明、指導どおり使用しなかったため資機材を破損又は毀損させた場合は、その損害金額を使用者が負担する。
- (3) 当協会側の事故や天災、その他諸事情により資機材の提供が出来なかった場合、使用料は全て返却する。なお、それ以上の責任は負わない。

附則

この要領は、令和元年9月12日に制定し、同日から施行する。

【改正後】

(協会使用欄) 本件、下記のとおり使用を 許可する 許可しない
【許可しない理由】 清掃資機材貸出要領第1条による。

(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会事務局

(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会御中

別 紙

横浜市中区寿町2-5-1

Tel:045-641-2802 Fax:045-641-0389

清掃資機材利用申込書 兼使用許可通知書

清掃資機材貸出要領を了承し、利用関係者に周知の上、下記の内容により(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会清掃資機材の利用申込みを致します。

申込日: 令和 年 月 日

	ご利用内容	1級セット · 2級セット · 3級セット · 基礎級セット 障害者技能セット · ポリッシャーセット	※○で囲む
お申込者	お名前 (団体・会社名)		
	ご担当者	印	
	ご住所	〒 -----	
	TEL	()	
	FAX	()	
	請求先名・住所 (上記と異なる場合)		
お支払い方法	□銀行振込	※ 事情により銀行振込が出来なかつた場合は事務局まで連絡ください。	

※ 申込者の欄は、研修室利用と同じ場合は「研修室利用と同じ」と記載してください。

(消費税別)

ご利用内容チェック欄(必ず該当欄に○印でチェックし、合計料金を記載してください。)

料金振込口座						
横浜銀行 横浜市庁店						
普通 0823137						
一般社団法人神奈川県 ビルメンテナンス協会						
会長 鈴木武						
貸出備品	1回当たり料金	数量	料金額			
資機材	¥5,000	×	1 セット	=	¥5,000	
		消費税(10%)	¥500	料金額	¥5,500	
立会者講師料	¥15,500	×	1 人	=	¥15,500	
	¥9,500	×	0 人	=	¥0	
立会者交通費	¥1,500	×	1 人	=	¥1,500	
				¥17,000	¥22,500	

特記: 私は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。

※ 排出したゴミはお持ち帰りください。

全ての項目に漏れなくご記入願います。

協会事務局から送付した使用許可通知書は資機材の利用日に必ず携帯ください。